

## 二宮町イノシシ被害対策方針

### 1 目的

近年、農作物被害の拡大に伴い人身被害の発生が危惧されるようになったイノシシへの対策について、行政、農業者、地域住民の役割を明確化した上で、相互の協力により、効果的・効率的な対策を講じられるよう、町における総合的なイノシシ対策の方針を定めるものです。

### 2 現状

県内のイノシシは、主に丹沢山地及び箱根山地を中心とした地域の山林及び里山に生息していますが、二宮町においては、平成15年度以降、大磯丘陵周辺から生息範囲を拡大したイノシシが町内の農地に出没するようになり、近年では農業被害及び捕獲頭数が年々倍増し、市街地での目撃情報も増加している状況にあります。

イノシシは本来、藪や草むらを住処にする臆病でおとなしい性格の動物で、通常であれば人前に姿を現すことはありませんが、危険を感じたり、パニックになると逆上して人に向かって来ることもあるに加え、学習能力が高く、慣れると次第に大胆な行動をとるようになるため、市街地での目撃情報は、人身被害の発生リスクの増加につながります。

また、成獣のイノシシは、体重100kg以上の個体も確認されており、時速45kmの速さで走行できることから、その突進力での衝突は生命を脅かす危険性を有しており、鋭い牙による咬傷で死亡事故に至ったケースもあるため、早急に対策を講じる必要があります。

### 3 基本方針

市街地及び農地等へのイノシシの定着を防止し、もって農作物被害の拡大及び人身被害の発生を防止するため、神奈川県イノシシ管理計画に基づき、以下の3つの基本対策を県との連携により講じることとします。

#### 基本対策① 集落環境整備

イノシシの住処となる藪や竹木の伐採、草むらの刈払により、イノシシが近づき難い環境を整備するとともに、誘因物となる放任果樹や廃棄果樹の適切な処分により、イノシシを引き寄せない環境を整備することで、イノシシの人里周辺への定着を防止します。

## **基本対策② 防護対策**

イノシシの畑等への侵入防止を目的とした防護柵の設置により、イノシシにとって栄養価の高い食物である農作物の供給を断つとともに、人とイノシシの棲み分けを目的とした生活圏と森林の境界部への広域防護柵の設置やイノシシに関する情報提供や啓発等により、イノシシによる被害の防止を図ります。

## **基本対策③ 捕獲**

捕獲罫の購入や捕獲に係る費用の助成等により、捕獲従事者の支援や捕獲の担い手の育成を図るとともに、効果的・効率的な捕獲方法によるイノシシ捕獲の実施により、個体数を削減して被害の減少を図ります。

## **4 それぞれの役割**

基本対策の実践にあたっては、行政、農業者、地域住民が共通認識のもと、それぞれの役割を発揮し、相互に連携してまいります。

### **行政**

地域の実状に応じて、農業者や地域住民と協力し、被害対策を地域が主体となって進めるための体制づくりを推進し、県や猟友会と連携・協力して基本対策を推進するとともに、農業者や地域住民に対し、効果的な対策に関する情報提供や技術指導等の支援を行う。

また、町有地の適正な管理を行い、集落環境整備に努める。

### **農業者**

田畑等の農用地の適正な管理を行い、集落環境整備に努めるとともに、被害実態の把握に協力する。

また、自ら必要な防護対策を講じるとともに、必要に応じて実施する捕獲に協力する。

### **地域住民**

被害対策に関する正しい知識と方法の習得に努めるとともに、被害実態の把握に協力する。

また、自ら必要な防護対策を講じるとともに、必要に応じて実施する捕獲に地域ぐるみで協力する。